

令和 8 年度

償却資産（固定資産税）申告の手引き

税務行政につきましては、日頃よりご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

固定資産税の対象となる資産には、土地や家屋のほかに事業のために用いる償却資産があります。償却資産を所有している方は、毎年 1 月 1 日（賦課期日）現在の所有状況を申告していただくことになります。（地方税法第 383 条）

つきましては、この手引を参照し、申告書等を作成のうえ、期限までに提出してください。

申告書提出期限 令和 8 年 2 月 2 日（月）

● 提出方法

窓口 三芳町役場 1 階 税務課 資産税担当

郵送 〒354-8555 埼玉県入間郡三芳町大字藤久保 1100 番地 1

三芳町役場 税務課 資産税担当宛

※令和 8 年度より償却資産申告書が 2 枚同封されます。内 1 枚が控用となります。受付印を押印した控えの返送を希望される方は、必ず切手を貼った返信用封筒を同封してください。

電子申告 eLTAX ホームページへのアクセスは下記の URL よりご確認ください。

«電子申告のご案内»

三芳町では、地方税ポータルシステム eLTAX(エルタックス)を利用して電子申告することができます。対象業務は、

- ・ 法人町民税
- ・ 個人住民税（給与支払報告書及び公的年金等支払報告書など）
- ・ 固定資産税（償却資産）

となっております。ぜひ、ご利用ください。

詳しくは、当町のホームページでご確認ください。

三芳町: <https://www.town.saitama-miyoshi.lg.jp/>
eLTAX: <https://www.eltax.lta.go.jp/>



埼玉県 三芳町

目次

※ 提出方法	1
1 償却資産とは	4~6
(1) 種類別償却資産の具体例	4
(2) 業種別償却資産の具体例	5
(3) 申告誤り等をしやすい資産	6
(4) 家屋の賃借人が取り付けた付属設備の取り扱い	6
2 償却資産の申告について	6~8
(1) 申告方法と提出書類	6~7
(2) 申告の対象となる資産	8
(3) 申告の対象とならない資産	8
(4) 少額の減価償却資産の取り扱い	8
3 償却資産の評価について	9~10
(1) 固定資産税における償却資産の評価方法	9
(2) 耐用年数に応ずる減価率表 (r)	9
(3) 非課税および課税標準の特例の適用を受ける資産	9
(4) 課税標準の特例の例	10
4 申告書記載例	11~13
(1) 一般処理方式 ・ 電算処理方式	
ア 償却資産申告書（償却資産課税台帳）の記載のしかた	11
イ 種類別明細書（増減資産用）の記載のしかた	12~13

※ 電子申告のご案内	15
※ 現地調査について	16
※ 申告にあたっての注意点	16
※ 申告の前にご確認ください	16

1. 償却資産とは

固定資産税における償却資産とは

土地、家屋以外の事業用資産で、その減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要経費に算入される資産です。ただし、無形減価償却資産や自動車税の課税客体である自動車及び軽自動車税の課税客体である軽自動車等は除きます。

(1) 種類別償却資産の具体例

下の表は、主な種類別償却資産の例示です。

種類	細目
1 構築物 建物附属設備	門 塀 補装路面 煙突 広告塔 打込井戸 緑化施設 庭園 配管設備 屋外給排水設備 受・変電設備 自転車置場 プロパン庫 外灯看板 フェンス 駐車場設備 簡易間仕切り 屋外消火栓 等
2 機械及び装置	旋盤 ボール盤 フライス盤 単能機 プレス機 研磨機 溶接機 射出成型機 コンプレッサー ボイラー 印刷機 結束機 包装機 建設機械 ドライクリーニング機 冷凍機 ミシン 精米機 大型特殊自動車（分類番号が「0」「00～09」、「000～099」のもの等）
3 船舶	砂利採取船 モーターボート 等
4 航空機	飛行機 ヘリコプター グライダー 等
5 車両及び運搬具	大型特殊自動車（分類番号が「9」、「90～99」、「900～999」の車両） 構内運搬車 フォークリフト 等
6 工具器具及び備品	机 椅子 コピー ロッカー レジスター 冷暖房機 医療機器 理・美容機器 自動販売機 厨房用品 家具 電気製品 カーテン 陳列ケース じゅうたん パソコン 金型 等

※詳しくは、税務課資産税担当までお問い合わせください。

(2) 業種別償却資産の具体例

下の表は、業種別の主な償却資産の例示です。

業 種	資産の名称
各業種共通	駐車場整備、受変電設備、舗装路面、庭園、門、塀、外溝、外灯、ネオンサイ ン、広告塔、中央監視制御装置、看板、簡易間仕切、応接セット、ロッカー、 キャビネット、エアコン、パソコン、コピー機、レジスター、金庫等
不動産貸付業	受変電設備、発電機設備、蓄電池設備、中央監視設備、門、塀、緑化施設等の 外構工事、駐車場等の舗装、プロパン庫、外灯、看板、屋外給排水、ごみ置場、 自転車置場、看板、フェンス等
駐車場事業	受変電設備、発電機設備、蓄電池設備、機械式駐車設備（ターンテーブルを含 む）、舗装路面、駐車場料金精算機、看板、フェンス、外灯、車止め、屋根、 側溝等
自動車整備業、ガ ソリン販売業	プレス、スチームクリーナー、オートリフト、テスター、オイルチェンジャー、 充電器、洗車機、コンプレッサー、ジャッキ、溶接機、地下槽、照明設備、ガ ソリン計量器、独立キャノピー、防壁、地下タンク等
工場	旋盤、ボール盤、プレス機、金型、洗浄給水設備、構内舗装、溶接機、貯水設 備、福利厚生設備等
小売店、飲食店	商品陳列ケース、陳列棚、陳列台、自動販売機、冷蔵庫、冷凍庫、日よけ、接 客用家具・備品、厨房設備、カラオケセット、テレビ、放送設備、室内装飾品 等
印刷業	各種印刷機、活字盤鋳造機、裁断機等
建設業	ブロックゲージ、ポンプ、ポータブル発電機、ブルドーザー、パワーショベル、 コンクリートカッター、ミキサー等
木工業	帶鋸、糸鋸、丸鋸機、木工スライス盤、カンナ機、研磨盤等
鉄工業	旋盤、ボール盤、スライス盤、研削盤、鋸盤、プレス機、剪断機、溶接機、グ ラインダー等
クリーニング業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、ビニール包装設備、給排水設備等
製パン業、製菓業	窯、オーブン、スライサー、あん練機、ミキサー、厨房設備、ビニール包装機 等

※詳しくは、税務課資産税担当までお問い合わせください。

(3) 申告誤り等をしやすい資産

電気設備等	受変電設備、中央監視制御装置、自家発電設備、蓄電池設備、屋外電気設備は電気設備として経理処理されている場合がありますが課税対象となります。
工場等の動力配線設備	工業用水道、動力配線設備は特定の生産または業務用設備ですので課税対象となります。
飲食店、病院等の厨房設備	一般的に家屋として評価する流し台がホテル等の厨房設備の一部である場合は償却資産として課税対象となります。
福利厚生施設で使用されている資産	駐車場アスファルト舗装、門、塀、側溝、緑化施設、看板等の間接的に事業の用に供するものである為課税対象となります。

(4) 家屋の賃借人が取り付けた付属設備の取扱いについて

貸しビルのテナントなど、家屋の賃借人が取付けた付帯設備（電気・給排水・ガス・空調設備等）及び内部造作で、その設備等が事業の用に供されている場合には、賃借人が償却資産として申告してください。（地方税法第343条第10項）（三芳町税条例第53条第8項）

2. 償却資産の申告について

(1) 申告方法と提出書類

・一般処理方式

前年中に増加又は減少した資産を申告していただく方法です。評価額等の計算は役場が行いますので必ず種類別明細書を添付してください。

・電算処理方式

賦課期日（1月1日）現在所有している全ての資産について、事業者側で評価額等を計算したうえで申告していただく方法です。評価額等の算出方法については9ページの「(1) 固定資産税における償却資産の評価額の算出方法について」をご確認ください。

※いずれも前年度中に資産の増加及び減少がない場合でも、申告書の提出が必要です。

三芳町内に土地及び家屋以外の事業用の償却資産を所有している方は、令和8年1月1日現在所有している償却資産について申告してください。

	申告していただく方	申告していただく資産		提出書類		
		令和8年1月1日 現在において 所有されている すべての償却資産	令和7年1月2日 から 令和8年1月1日 までの間に 増加又は減少した 償却資産	償却資産申告書	種類別明細書	
一般処理方式	初めて申告される方	○		○	○	
				○		
	前年以前に申告実績のある方	增加又は減少した資産のある方	○	○		○
		增加又は減少した資産のない方	○	○		
	廃業又は資産所在地を町外にすべて移転された方		○	○		○
電算処理方式	初めて申告される方	○*1		○	○*1	
				○		
	前年以前に申告実績のある方	○*1		○	○*1	
		○		○	○	
	廃業又は資産所在地を町外にすべて移転された方		○	○		○

*1 電算処理方式で申告していただく場合は、評価額等を算出してください。計算方法については、9ページをご参照ください。

電算処理方式で申告していただく場合は、種類別明細書には、資産ごとに評価額、課税標準額等を記入してください。

※「償却資産申告書」「種類別明細書」の用紙は、三芳町のホームページからダウンロードすることができます。

※ 申告書等の記入方法について、P11～P13をご参照ください。

(2) 申告の対象となる資産

令和8年1月1日現在において、事業の用に供することができる資産が申告の対象となります。なお、次に掲げる資産についても申告が必要となります。

- ① 減価償却済資産となっても、事業の用に供しているもの。
- ② 中小企業者等の少額減価償却資産の取扱い。租税特別措置法第28条の2又は第67条の5の規定により取得価額30万円未満の減価償却資産に対する特例制度で損金算入又は必要経費算入が認められる資産についても、固定資産税では課税対象となりますので、償却資産として申告が必要です。
- ③ 簿外資産として取扱われっていても事業の用に供しうるもの。
- ④ 建設仮勘定として経理されている資産で、1月1日現在使用しうるもの。
- ⑤ 資産の所有者が他の者に貸付けて事業の用に供されているもの。
- ⑥ 割賦買入資産で、割賦金の完済していない資産であっても既に事業の用に供するもの。
- ⑦ 遊休、未稼働状態の資産であっても事業の用に供しうるもの。
- ⑧ 社宅用、宿舎用、寮用の資産で減価償却できる資産。

(3) 申告の対象とならない資産

- ① 自動車税・軽自動車税の課税対象となるべきもの（小型フォークリフト等）
- ② 無形減価固定資産（特許権、ソフトウェア、営業権等）
- ③ 繰延資産
- ④ 法人税法第64条の2第1項又は所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産で取得価額が20万円未満のもの。

(4) 少額の減価償却資産の取り扱い

	取得価額	償却方法	固定資産税（償却資産）の取扱
個人の場合	10万円未満	必要経費	申告対象外
	10万円以上 20万円未満	3年間一括償却（※2）	申告対象外
		個別減価償却	申告対象
	20万円以上	個別減価償却	申告対象
法人の場合	10万円未満	一時損金算入（※1）	申告対象外
		3年間一括償却（※2）	申告対象外
		個別減価償却	申告対象
	10万円以上 20万円未満	3年間一括償却（※2）	申告対象外
		個別減価償却	申告対象
		20万円以上	個別減価償却

（※1）法人税法施行令第133条又は所得税法施行令第138条

（※2）法人税法施行令第133条の2第1項又は所得税法施行令第139条第1項

3. 債却資産の評価について

(1) 固定資産税における債却資産の評価額の算出方法について

取得価額を基礎とし、耐用年数に応ずる減価率と取得後の経過年数を考慮して評価額を求めます。

r：耐用年数に応ずる減価率

○前年中に取得した資産……簡便償却法を採用し、初年度2分の1の償却計算をする。
$$\text{評価額} = \text{取得価額} \times (1 - 1/2 \times r)$$

○前年前に取得した資産

$$\text{評価額} = \text{前年度の評価額} \times (1 - r)$$

以後、毎年この方法により計算し、取得価額の5%まで減価し、その額が最低限度となります。

(2) 耐用年数に応ずる減価率表（r）

耐用年数	減価率								
2	0.684	10	0.206	18	0.120	26	0.085	34	0.066
3	0.536	11	0.189	19	0.114	27	0.082	35	0.064
4	0.438	12	0.175	20	0.109	28	0.079	36	0.062
5	0.369	13	0.162	21	0.104	29	0.076	37	0.060
6	0.319	14	0.152	22	0.099	30	0.074	38	0.059
7	0.280	15	0.142	23	0.095	31	0.072	39	0.057
8	0.250	16	0.134	24	0.092	32	0.069	40	0.056
9	0.226	17	0.127	25	0.088	33	0.067	41	0.055

(3) 非課税および課税標準の特例の適用を受ける資産について

債却資産の中には、地方税法第348条、同法附則第14条の規定による「非課税資産」、地方税法第349条の3と同法附則第15条の規定によって「課税標準の特例の適用を受ける資産」があります。当該対象となる資産は、必ず種類別明細書の摘要欄に適用条項を明記してください。当該適用を受けるものは、「非課税届出書」又は「課税標準の特例に係る届出書」を作成し、添付書類と共に提出してください。なお、既に「届出書」を提出している資産については、資産の内容に変更のない限り改めて提出する必要はありません。

※「届出書用紙」は、三芳町のホームページからダウンロードすることができます。

(4) 課税標準の特例の例

適用条項		資産の種類	特例の内容	取得時期	添付書類
	項				
地方税法附則第十五条	第二十五項一号	再生可能エネルギー発電設備 <u>(わがまち)</u>	太陽光 1000KW 未満 新設 3 年度分 2/3	令和 6 年 4 月 1 日 ～ 令和 8 年 3 月 31 日	・再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金交付決定通知書等
	第二十五項二号		太陽光 1000KW 以上 新設 3 年度分 3/4		
	第四十三項	先端設備導入計画 認定設備	1.5%以上の賃上表明有 新設 3 年度分 1/2 3%以上の賃上表明有 新設 5 年度分 1/4	令和 7 年 4 月 1 日 ～ 令和 9 年 3 月 31 日	・先端設備等導入計画に係る認定書等申請書類 ・認定経営革新等支援機関が発行する投資計画に関する確認書 ・従業員への賃上げを表明したことを証する書面

- ※ わがまち特例（地域決定型地方税制特例措置）の対象となる資産について、三芳町税条例により課税標準額の特例割合を定めました。
- ※ 先端設備導入計画の申請等については、観光産業課商工観光担当へお問い合わせください。
- ※ 「先端設備導入計画」の申請・認定までに、工業会の証明書が取得できなかつた場合でも、認定後から賦課期日（1月1日）までに誓約書及び工業会証明書を追加提出することで固定資産税の特例を受けることが可能です。
- ※ 上記以外にも課税標準額の特例があります。又地方税法の改正によりその内容に変更が生じる場合もありますので詳細については担当までお問い合わせください。

受付印

令和8年2月2日
(あて先) 三芳町長

令和8年度
償却資産申告書（償却資産課税台帳）

種類識別コード	
申告区分	<input type="checkbox"/> 当初申告・ <input type="checkbox"/> 修正申告
処理方式	<input type="checkbox"/> 一般処理・ <input type="checkbox"/> 電算処理
申告書等送付番号	
8000001	

所有者	1 フリガナ	サイタマケンミヨシマチオオアザフジクボ 1 100 パンチ										5 個人番号又は法人番号	3	10 8 短縮耐用年数の承認	<input type="checkbox"/> 有 · <input type="checkbox"/> 無
	住所	埼玉県入間郡三芳町大字藤久保 1 100番地1										6 事業種目	4	11 9 増加償却の届出	<input type="checkbox"/> 有 · <input type="checkbox"/> 無
	(納稅通知書送付先)											7 資本金又は出資金の額	5	12 10 非課稅該当資産	<input type="checkbox"/> 有 · <input type="checkbox"/> 無
	電話番号	049-258-0019										8 事業開始年月	6	13 11 課稅標準の特例	<input type="checkbox"/> 有 · <input type="checkbox"/> 無
	2 フリガナ	サイタマケンミヨシマチオオアザフジクボ 1 2 3 4 パンチ										7 この申告に応答する者の係及び氏名	6	14 12 特別償却又は圧縮記帳	<input type="checkbox"/> 有 · <input type="checkbox"/> 無
公簿上の住所 又は所在地	埼玉県入間郡三芳町大字藤久保 1 2 3 4 番地										8 電話番号	7	15 13 税務会計上の償却方法	<input type="checkbox"/> 定率法・ <input type="checkbox"/> 定額法	
3 フリガナ	ミヨシ タロウ										9 税理士等の氏名	7	16 14 青色申告	<input type="checkbox"/> 有 · <input type="checkbox"/> 無	
2 氏名 (法人にあってはその名称及び代表者の氏名)	三芳金属工業株式会社 (代表者) 三芳 太郎										9 電話番号	7			
4 屋号															
4 公簿上の生年月日 又は設立年月日	年 月 日														
資産の種類	取 得 価 額										15	①三芳町大字藤久保 1100-1	<input type="checkbox"/> 自己所有家屋 <input type="checkbox"/> 借家		
	前年前に取得したもの (イ)			前年に減少したもの (ロ)			前年に取得したもの (ハ)			計 ((イ)-(ロ)+(ハ))					
1 構築物	十億	百万	千	円	十億	百万	千	円	十億	百万	千	円			
2 機械及び装置		3 400 000			2 900 000				3 050 000			3 550 000			
3 船舶															
4 航空機															
5 車両及び運搬具															
6 工具、器具及び備品									210 000			210 000			
7 合計		3 400 000			2 900 000				3 260 000			3 760 000			
資産の種類	評価額 (未)			決定価額 (ハ)			課税標準額 (ト)			数量			16	借用資産	<input type="checkbox"/> 有 · <input type="checkbox"/> 無
1 構築物	十億	百万	千	円	十億	百万	千	円	十億	百万	千	円	17	貸主の名称等	
2 機械及び装置													19	□資産に増減なし	17
3 船舶													20	□該当資産無し	18
4 航空機													21	□転出・廃業・解散・その他 (年 月 日)	19
5 車両及び運搬具													22	備考 (添付書類等)	
6 工具、器具及び備品															
7 合計															

- ① 住所 (納稅通知書送付先) 及び電話番号を記載してください。
 ④ 事業の種目を具体的に記載してください。また、法人にあっては資本等の金額も記載してください。
 ⑥ この申告について直接応答できる方の氏名を記載してください。

- ② 氏名を記載してください。
 ⑤ 三芳町で事業を開始した年月を記載してください。
 ⑦ 税理士等に経理を委託している方は、その氏名、電話番号等を記載してください。

- ③ 個人番号又は法人番号を記載してください。
 ⑥ 三芳町大字藤久保 1100-1

8 ~ 14 有・無 どちらか該当するものに✓を入れてください。

15 資産の所在地を記載してください。
 2カ所以上ある場合は主たる所在地を①に、その他を②③に記載してください。自己所有家屋・借家どちらか該当するものに✓をいれてください。

16 借用資産 (リース資産) の有無について該当するものに✓をいれしてください。該当する場合には、貸主の住所、氏名を記載してください。

17 ~ 19 該当するものに✓を入れてください。

一般処理 記入不要
電算処理 記入



種類別明細書(増減資産用)の記載のしかた
【増加・訂正の場合】

前年中に新たに取得した資産及び前年度までに申告漏れになっていた資産を記載してください。

所 有 者 名		1 枚のうち	令和8年度										
三芳金属工業株		1 枚目											
行番号	異動区分 1	資産の種類 2	物件番号	3 資産の名称等 *漢字も入力できます		4 数量	5 取得年月 年号 年 月	6 元日取得	7 取得価額	8 耐用年数	申告年度	9 増減事由	10 摘要
01	1	2		旋盤		1 R	7 9		十億 百万 千 円 150 000	1 0		1	
02	1	6		応接セット		1 R	8 1 1		1 500 000	1 0		1	元日取得
03	1	2		スライス盤		1 R	7 2		1 000 000	1 0		2	中古取得
04	1	2		コンプレッサー (64型)		1 R	6 9		400 000	4		1	申告漏れ
05	1	2		プレス機AO1		1 H	1 8 8		210 000	8		5	移動受入 (旧耐用年数12年)
06	3	2		油圧ショベル		1 R	5 8		210 000	8		6	取得価額を「250,000」から「210,000」に訂正
(異動区分)			(資産の種類)			小計	5			3 260 000			(増減事由)
1 増加	1 構築物											1 新品取得	
3 訂正	2 機械及び装置											2 中古品取得	
	3 船舶											5 移動	
	4 航空機											6 その他	
	5 車両及び運搬具												
	6 工具、器具及び備品												

(取得年月) 資産を実際に取得した年月を記載してください。

① 増加の場合は「1」と記載してください。訂正の場合は「3」と記載してください。訂正の内容については摘要に記載してください。

② ~ **⑤** までについては、同封の種類別明細書（前年度までに申告された全資産が打ち出しています。）を参考に記載してください。

⑥ 元日取得した資産は「1」を記載してください。

⑦ 取得価額 当該資産の取得価額を記載してください。なお、取得価額とは償却資産を取得するために通常支出すべき金額をいい、据付費、運送料、手数料等直接要した費用を含みます。

⑧ 耐用年数 「減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第1、別表第2、別表第5」に掲げる平成20年改正後の耐用年数を記載してください。平成19年以前の取得の資産で耐用年数の変更があった資産を追加申告する場合は、05行の例にならって旧耐用年数を記載してください。

⑨ 増減事由 「増減事由」の欄は、1 新品取得、2 中古品取得、5 移動、6 その他 のいずれかの数字をご記載ください。

⑩ 摘要 申告漏れ資産、課税標準の特例が適用される資産、中古見積耐用年数を適用している資産等、資産の価格決定について必要な事項がある場合は、その旨摘要欄に明記してください。

種類別明細書(増減資産用)の記載のしかた
【減少の場合】

前年度までに取得した資産のうち令和8年1月1日までに、売却、滅失、他市町村への移動等の理由で、資産が減少した場合に記載してください。

所有者名		1 枚のうち		令和8年度 種類別明細書（増減資産用）										帳票識別コード				
三芳金属工業(株)		1 枚目												申告区分		<input type="checkbox"/> 当初申告 · <input type="checkbox"/> 修正申告		
行番号	①異動区分	②資産の種類	物件番号	③資産の名称等	④数量	⑤取得年月		元日取得	⑥耐用年数	申告年度	⑧増減事由	⑨摘要	処理方式					
						年号	年						月	<input type="checkbox"/> 一般処理				
01	2	2		旋盤	0	H	1	6	8		十億	百万	千	円	1	0	5	取得価額9,000,000 東京工場へ移動
02	2	2		フライス盤	0	H	1	6	3		0	0	0	0	1	0	4	取得価額1,500,000
03	2	2		高速旋盤	1	H	1	7	7		500	000	0	0	1	0	4	取得価額1,000,000 1/2除却
04																		
(異動区分)			(資産の種類)			小計										(増減事由)		
2 減少			1 構築物 2 機械及び装置 3 船舶 4 航空機 5 車両及び運搬具 6 工具、器具及び備品			1						500		000		3 売却 4 災失 5 移動 6 その他		

① 減少の場合は「2」と記載してください。

② ~ ⑥ までについては、同封の種類別明細書（前年度までに申告された全資産が打ち出してあります。）を確認した上で記載してください。

⑦ 取得価額 減少後の「取得価額」をご記載ください。「摘要」の欄に減少前の「取得価額」をご記載ください。

全部減少の場合は01行、02行の例にならって記載してください。

一部減少の場合は03行の例にならって記載してください。

⑧ 増減事由 「増減事由」の欄は、3売却、4滅失、5移動、6その他 のいずれかの数字をご記載ください。

⑨ 摘要 減少前の取得価額、減少の事由、移動先等の名称を記載してください。

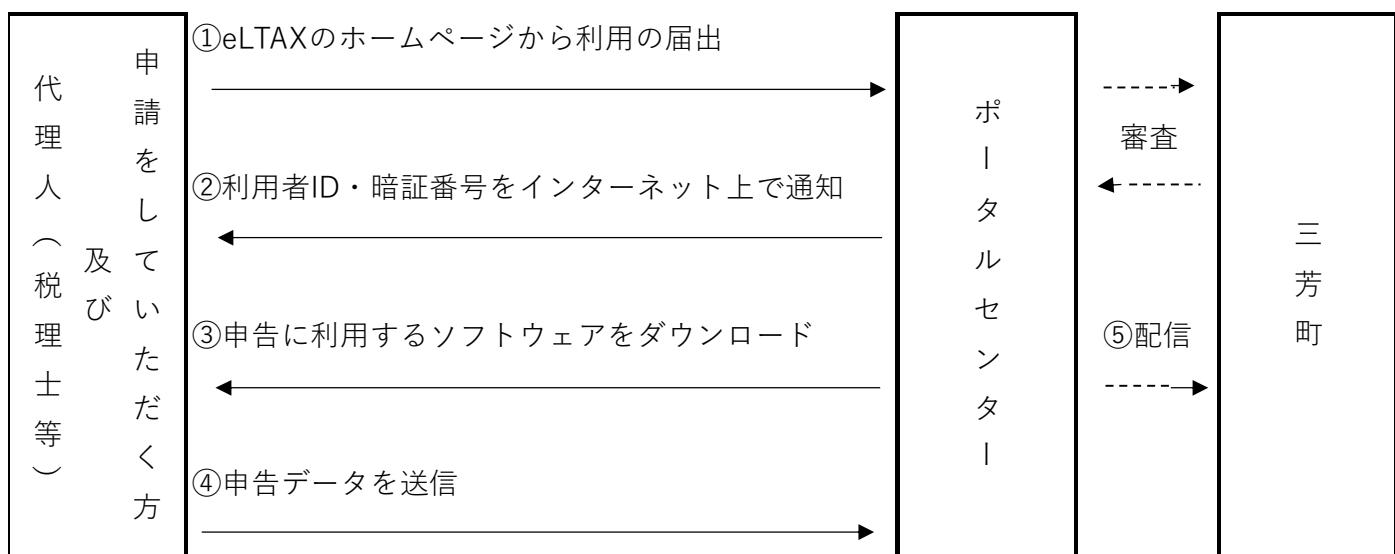
eLTAX の電子申告をぜひご利用ください！

eLTAX（地方税ポータルシステム）により、所定の手続きに従って、申告データを送信していただく方法です。送信された申告データは、ポータルセンターを通じて三芳町役場へ配信されます。

電子申告を行う場合は、電子証明書等を取得されたうえで eLTAX のホームページから利用の届出を行う必要があります。

申告データ等の作成に係る具体的な操作方法は、eLTAX ヘルプデスクにお問い合わせいただくか、eLTAX ホームページをご覧ください。

◎eLTAXによる申告の流れ



ご不明な点がございましたら下記までお問い合わせください。

・ eLTAX お問い合わせページ eltax.lta.go.jp/support/otoiawase/helpdesk/

・ eLTAX ヘルプデスク 電話：0570-081459

(土・日・祝日・年末年始を除く午前9時から午後5時まで)

上記の番号でつながらない場合は、03-6745-0720



* 現地調査について

町では、提出していただいた償却資産の申告書をもとに、地方税法の規定（地方税法第353条、同法第408条）に基づき実地調査をしています。

この調査は、事業用資産の所有者の方を対象に、事業に関する帳簿書類（固定資産台帳、決算書類及び税務書類等）を拝見させていただき、申告内容との照合・確認等を行うものです。

また、地方税法第354条の2に基づき、所得税又は法人税に関する書類について閲覧を行うことがあります。なお、調査に伴い、修正申告をお願いすることがあります。その場合の課税は、資産の取得年次に応じて遡及する（地方税法第17条の5第5項及び第7項）ことになりますので、あらかじめご承知おきください。

加えて、調査の結果により賦課決定を行う場合もありますのであらかじめご承知ください。

* 申告にあたっての注意点

- ※ 正当の理由がなく申告しなかった場合は、地方税法第386条及び三芳町税条例第74条第1項により過料が科されます。また、虚偽の申告をした場合は、地方税法第385条の規定により罰金等を科せられることもあります。
- ※ 前年度と資産の増加、減少等の申告の内容に変更がない場合にも申告は必要です。「資産の増減なし」と申告書の備考欄に記載してください。
- ※ 前年度免税点未満、本年度免税点未満（課税標準額150万円未満）と思われる場合にも申告は必要です。
- ※ 申告すべき資産のない方、廃業等で事業をやめられた方については、その旨を申告書の備考欄に記載してください。（例：令和〇年〇月〇日廃業又は、該当資産なし等）来年度から申告書の送付はありません。以降、新たに資産を取得された場合は再度ご連絡ください。

* 申告の前にご確認ください

- 申告書の所有者欄に応答者氏名・連絡先は記載されていますか。
- 資産の種類、取得価額、取得年月、耐用年数は記載されていますか。
- 市（区）町村内における事業所等資産の所在地は記載されていますか。
- 氏名（名称）、住所（納税通知書送付先）に変更があった際には備考欄に記載して下さい。
- 申告書控えを希望される方は、切手を貼った返信用封筒を同封して下さい。

提出先・問い合わせ先

〒354-8555 埼玉県入間郡三芳町大字藤久保 1100 番地 1

三芳町役場 税務課資産税担当

TEL：049-258-0019（内線135～138）

Fax：049-274-1050

ホームページ：<https://www.town.saitama-miyoshi.lg.jp/>